

宿泊約款

適用範囲

第1条

1.『大町温泉 **ねるだけ**』～THE HAKO(以下「当施設」)にご宿泊頂く方(以下「宿泊者」という)との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとしします。

2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

宿泊契約の申込み

第2条

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名(申込者名)
- (2) 宿泊者の性別
- (3) 宿泊日及びチェックイン予定時刻
- (4) 連絡先
- (5) その他当施設が必要と認める事項

宿泊契約の成立

第3条

宿泊契約は当施設が申込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

宿泊契約締結の拒否

第4条

当施設は、次の各号に掲げるいずれかの場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室等により宿泊用個室ベットの用意できないとき
- (3) 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあるとき
- (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (6) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (7) ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」)、同乗第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力、又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者であるとき、②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき、又は③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (10) その他、当施設が所在し適用のある各都道府県の条例が規定する場合に該当するとき

宿泊者の契約解除権

第5条

1. 宿泊者は当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の21時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理をすることがあります。
3. 宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合、下記の通り違約金を申し受けます。

(注) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

《一般》

通知日：2日前～3日前 20% 前日 50% 当日キャンセル・連絡なしの宿泊 100%

《団体》

契約解除 通知日 契約 人数	不泊	当日	前日	3日前	14日前
2名～10名	100%	100%	50%	20%	
11名～24名	100%	100%	80%	50%	50%
貸し切り	100%	100%	80%	50%	50%

当施設の契約解除権

第6条

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき
 - (3) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
 - (5) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - (6) 法人で、その役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8) 保護者と同伴で無い未成年（18歳未満）のみで宿泊するとき
 - (9) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (10) 館内での喫煙（電子たばこを含む）、消防用設備等に対するいたづら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
 - (11) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき
 - (12) その他、当施設が所在し適用のある各都道府県の条例が規定する場合に該当するとき

2.当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条

宿泊者は、宿泊日当日、当施設内の薬師の湯フロント（以下「フロント」という）

1. フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、性別、年齢、職業
- (2) 宿泊者が国内に住所を有しない外国人であるときは、
 - ① その国籍、旅券番号
 - ② パスポートの確認とコピーを取ること
 - ③ 出発日
- (3) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊者が第11条の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

個室ベットの使用時間

第8条

宿泊者が個室ベットを使用できる時間は15時から翌朝10時までとします。連泊の場合であっても10時から15時の間はご利用いただけません。

利用規則の遵守

第9条

宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則、及びその他の掲示や案内に従っていただきます。

営業時間

第10条

1. 当施設の主な施設等の営業時間は次の通りとします。
フロント：7時～21時（営業時間以外についてはご相談ください）
チェックイン時間15時～21時 チェックアウト翌日10時
ラウンジ：15時～翌朝10時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払

第11条

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックインの際又は当施設が請求したときに、フロントにて行っていただきます。
2. 当施設が宿泊者に個室ベットを提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当施設の責任

第 12 条

1.当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した個室ベットの提供ができないときの取扱い

第 13 条

1.当施設は、宿泊者に契約した個室ベットを提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、第 5 条第 3 項に定める違約金相当額を宿泊者への損害賠償額と予定し、これを宿泊者に支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

持込物の取扱い

第 14 条

1.宿泊者が当施設に持込した物品又は現金並びに貴重品については、宿泊者の責任において管理するものとします。

2.宿泊者が当施設に持込した物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた場合でも、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、当施設は一切責任を負いません。

利用規則の遵守

第 15 条

1.宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って保管し、宿泊者がチェックインする際にお渡しします。

2.宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、その所有者からの連絡、指示により対処することとします。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分又はしかるべき機関に届けます。ただし、飲食物は即日処分します。

宿泊客の責任

第 16 条

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

駐車場の責任

第 17 条 宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。詳細は駐車場利用規約を御参照ください。